

新型コロナウイルス感染症関連の情報

調査情報部

調査情報部では世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各国政府の対応など需給に影響を与えるタイムリーな情報を、海外情報としてホームページの以下のURLに随時掲載しております。

(掲載URL : https://www.alic.go.jp/topics/index_abr_2020.html)

ここでは、8月7日までに掲載したものをまとめて紹介いたします。

【欧州】

(令和2年8月7日付)

EU・ベトナム自由貿易協定、8月1日に発効

EU・ベトナム自由貿易協定(EVFTA)が、約8年間の交渉の末、2020年8月1日に発効した。欧州委員会のプレスリリースによると、今回の協定はEUが発展途上国と締結した最も包括的な貿易協定であり、関税の削減、SPS措置を含む非関税障壁の解決、地理的表示(GI)の保護、政府調達・サービス市場の開放などが含まれている。

フィル・ホーガン貿易担当委員は、「ベトナムは、二国間の貿易協定の下でEUと貿易を行う77カ国のうちの一員となる。今回の協定は、EUと、活力に満ちた東南アジア地域との経済関係を強化するものであり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の危機以降の復興に資するだけの経済的な潜在力を有している。また、妥結に至るまでの貿易交渉によって、ベトナムの労働者権利の保護に関して改善が見られたことは、貿易政策がいかに経済を良い方向へ導く力となりうるかを示すものでもある。」とコメントしている。

なお、農畜産物に関わる主な合意内容については以下の通りである。

関税削減

EVFTAでは、EUからベトナムへの全ての輸出品目の65%の関税が発効と同時に撤廃となり、残りは10年間で徐々に関税が引き下げられ、最終的には全ての輸出品目の関税の99%が撤廃される。今回の発効により撤廃される主な農畜産物の関税率と撤廃までの期間は表1のとおりである。

表1 ベトナムの主な農畜産物の関税率と撤廃時期

品目	関税率		撤廃時期
	発効前	発効後	
ハード系チーズ (パルミジャーノ・レッジャーノ、コンテほか)	10%	0%	4年目
乳製品 (粉乳、クリーム、バター、ブルーおよびフレッシュチーズ)	15%以下		6年目
鶏肉	40%以下		11年目
冷蔵豚肉およびハム (ティローラー・シュベック、ハブーゴほか)	25%以下		10年目
冷凍豚肉	15%		8年目
牛肉および羊肉	30%以下		4年目
調整食料品 (ベビーフードを含む)	40%以下		6～8年目
パンおよびペストリー	40%		6年目
りんご、洋梨、ブドウ、モモ、かんきつ類	30%以下		4年目
オリーブオイル	20%以下		4年目
小麦	5%		4年目
麦芽およびでん粉	20%以下		6～11年目
チョコレートおよびココア調製品	30%以下		6～8年目

資料：欧州委員会

地理的表示 (GI) の保護

169品目のEU産飲食品の地理的表示が保護されることとなる。この中にはパルミジャーノ・レッジャーノやフェタといったチーズや、ティローラー・シュベック（オーストリアのベーコン）やシュヴァルツヴェルダー・シンケン（ドイツのハム）といった食肉加工品などが含まれており、この協定により将来的には新たなGIがリストに追加されていくこととなる。

関税割当

EUは、ベトナムからの輸入によってEUの生産者が影響を受ける品目について関税割当を設定することとなった（表2）。

表2 主な品目の関税割当数量（抜粋）

（単位：トン）

品目 （対象 CN コード）	2020年8月1日 ～12月31日	2021年以降 （毎年）
鶏卵 （0408.11.80、0408.19.81、0408.19.89、0408.91.80、 0408.99.80）	208	500
ニンニク （0703.20.00）	168	400
スイートコーン （0710.40.00、2001.90.30、2005.80.00）	2,083	5,000
マッシュルーム （0711.51.00、2001.90.50、2003.10.20、2003.10.30）	146	350
タピオカでん粉 （1108.14.00）	12,500	30,000
砂糖類 （1701.13.10、1701.13.90、1701.14.10、1701.91.00、 1701.99.10、1701.99.90、1702.30.50、1702.90.50、 1702.90.71、1702.90.75、1702.90.79、1702.90.95、 1806.10.30、1806.10.90）	8,333	20,000
特殊糖 （1701.14.90）	167	400
加工でん粉（ソルビトール等） （2905.43.00、2905.44.11、2905.44.19、2905.44.91、 3505.10.10、3505.10.90、3824.60.19）	833	2,000

資料：欧州委員会

注1：関税割当数量内は無税。

2：2021年以降は暦年毎の数量。

3：CNコードは、EUが設定している「合同関税品目分類表」(Combined Nomenclature-CN)と呼ばれる物品の分類表の番号。
HS分類（1～6桁目）と、EU独自のCN下位品目分類（CN subheadings、7～8桁目）で構成される。

欧州委員会によると、ベトナムは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国ではシンガポールに次ぐ2番目の貿易相手国であり、2019年の貿易額は455億ユーロ（5兆7330億円：1ユーロ＝126円）に及ぶ。また、EVFTAは、EUとASEAN加盟国との間で締結した貿易協定としては、シンガポールに次ぐ2番目のものとなり、日本、韓国との既存の協定に加え、EUのアジアとの関わりにおいて重要な節目になるとしている。

（国際調査グループ 小林 智也）